

孤峰覚明と瑩山紹瑾

——瑩山門下としての覚明の活動を踏まえて——

佐藤 秀孝

孤峰覚明(一七七一—一三六六)（国済三光国師）は臨済宗法燈派に属する禪者であり、紀伊（和歌山県）由良の鷲峰山興国寺を開いた無本覚心(一三〇七—一二八八)（法燈国師）の晩年の法嗣とされている。しかし、覚明の生前の足跡を見ると、必ずしも法燈派の臨済禪者としてのみではとらえ難い曹洞禪者としての側面も顕著であつて、この二つの流れを兼受した特異な禪風を挙揚していたところに特徴が存しよう。そもそも覚明が曹洞宗旨を強く打ち出す直接の原因は、参学期の最終段階において能登（石川県）の洞谷山永光寺に到り、永平道元(一二〇〇—一二五三)の法孫に当たる瑩山紹瑾(一二六四—一二三三)（仏慈禪師）に参じてその禪風に心酔した経験に依るところが大きい。それは中世禅林における洞済両宗の交流の歴史において、きわめて注目すべき事跡であつたといつてよい。

会津（福島県）出身の覚明が曹洞宗と最初の関わりを持つのは、由良の覚心に学んだ後、出羽（山形県）の了然法明(一二〇八—一二八八)に参学したことに始まっている。法明は高麗（朝鮮半島）の出

身とされ、入宋して径山の無準師範(一二七二—一二四九)（仏鑑禪師）に学んだ後、来日して出羽の羽黒山麓に善見山玉泉寺を開き、最晩年の道元を越前（福井県）の吉祥山永平寺に訪ねて印可を受けたともされている。ちなみに後に覚明と同門になつた恭翁運良(一二六七—一二四〇)（仏林恵日禪師）もやはり若くして玉泉寺の法明に投じて得度を受けており、法明に学んだ後、由良の覚心や能登の紹瑾に参じ、紹瑾の信認を得て当時の曹洞宗の拠点であつた加賀（石川県）の東香山大乘寺の住持職を任されている。この点、運良にはかつて語録のほかに『正法眼蔵語』『禅戒正伝血脉相承説』『仮名見性鈔』などの法語が存したとされており、とくに『正法眼蔵語』や『禅戒正伝血脉相承説』は曹洞宗の立場を踏まえた注解であつたものと見られる。

覚明が紹瑾に参学している背景には、かつて師の覚心が深草の興聖寺の道元に参じて「仏祖正伝菩薩戒血脉」を受けていること、参師の法明が永平寺の道元に参じて印可されてい

ること、そして同門の運良が紹瑾に学んでその信認を得ている事実など、多くの因縁が影響していることは疑いない。そうした中でしだいに北陸にて台頭してきた紹瑾の存在を意識し、その示す曹洞宗旨を実地に学ばんとしたのであろう。その時期は覚明が元の国から帰った後、元亨年間（一二三三—一二三四）それも元亨二・三年の頃であったと推測され、覚明はすでに五〇歳を越える年齢に達していたのである。

覚明の伝記史料の中で紹瑾との関わりをもっとも詳細に伝えるのは、門人の河南聖珍（号は南州とも）（六五—七五）が撰した「孤峰和尚行実」と、これを受ける江戸期の無著道忠（一七一—一七四）が撰した「国済三光国師碑銘」であり、このほか元末明初の大慧派の懶庵延俊（字は用章）（二九—三八）が撰した「国済三光国師塔之銘」や江戸期の燈史・僧伝も比較的簡略な記事ながら紹瑾に参じた覚明の消息を伝えている。「行実」によれば、覚明は洞上の宗風を探らんと永光寺の紹瑾を訪ね、大事を了畢するまでは永光寺を出ないことを自らに誓っている。ときに第一座の明峰素哲（一二三—一二四）が覚明の来山を寺の土地神の夢のお告げで予め知っていたとされ、素哲の仲介で紹瑾に参じた覚明は、最初の問答で肯われて入室を許され、その後も『景德伝燈録』一七〇〇の古則公案の参究に邁進している。これによれば、紹瑾の禅風はかなり公案の商量に重点を置くものであったことが知られる。

しかも紹瑾晩年の永光寺での消息を記した流布本や大乘寺

本の『洞谷記』には、覚明との関わりを伝える記事を頻繁に見い出すことができ、覚明が如何に紹瑾の信認を得ていたかが偲ばれる。いま、これを年月日の順に挙げてみるなら、(1)に元亨三年六月二十三日の五老峰の靈水にちなむ記事、(2)に同年八月十五日の覚明に戒法を授けた記事、(3)に正中元年（一二三四）（元亨四年）正月十一日の身を隠して没蹤跡となることの問答、(4)に月日は未詳ながら同年の『涅槃経』の塗毒鼓の譬えおよび法眼宗の天台徳詔の通玄峰頂の古則にちなむ商量、(5)に正（二五）中二年四月十四日の覚明が遠江（静岡県）の光明山寺から持ち帰った布薩用の簍竹にちなむ記事、(6)に同年七月二日の覚明を門下の六兄弟の一員に列した記事、そして(7)に同年七月二十八日の覚明を最後の法嗣となして出雲に忍ばせた記事である。このように『洞谷記』に載る一連の記載は、晩年の紹瑾が如何に覚明というすぐれた人材に期待を寄せていたかを伝えて余りあるものがあろう。

この中で(4)の記事は流布本『洞谷記』のみに見られるものであるが、覚明がまだ洞下（または洞谷下）の宗旨を会していないことが述べられ、紹瑾はさらなる参究を勧めている。ただ、この点は「行実」において紹瑾が覚明を後のち洞下の種草とはならないであろう点を指摘しつつも、曹洞宗門の一大事因縁である「仏祖正伝菩薩戒血脈」を授けている事実符合するものである。また(6)は六兄弟の一人に名を列するこ

とで永光寺の住持職を継ぐ資格が覚明にも与えられたことを意味するものであるが、実際には明峰系と峨山系の発展によって、覚明およびその門下が永光寺に入院することはなかったわけである。また(7)の記事も「行実」に符合するものであり、とりわけ、明確に覚明を法嗣の一員に列せしめているのは注目すべきである。そして、「行実」では紹瑾が覚明に出雲に下って帝王の師となることを記別し、あたかも永光寺の僧衆の嫉妬を避けるがごとく、五祖弘忍と六祖慧能の故事に準えて夜半三更にその門を去らしめたことになっている。

すでに法燈派の禪者として入元帰国を果たしたほどの覚明という破格の禪者が参入してきたことによって、永光寺僧図ではその対応に苦慮したのではないか。紹瑾としてはおそらく覚明という素哲や紹碩にも匹敵するすぐれた人材を素直に門下の一員に受け入れたかったに違いなく、覚明としても紹瑾の挙揚する曹洞の宗風に深く心酔していたものと見られる。しかしながら、覚明の存在は他の永光寺門下との間で微妙な齟齬を生じ、晩参の覚明が紹瑾の信託を得ていくことに對して嫉妬を抱く者も存したらしい。したがって、覚明がそのまま永光寺僧団に留まっていれば、少なからず覚明は孤立する恐れがあったのかも知れない。紹瑾としては覚明の将来を鑑みて自らの示寂前に門下から遠ざけることを決断し、遙か出雲の地へと忍ばせたのではなからうか。

さらに「行実」では出雲に下った覚明が後醍醐天皇(二二六―一三三三)の帰依を得て問答商量をなして衣鉢と戒法を授け、後醍醐天皇より覚明に国済国師の賜号を、開創した禪寺に天長雲樹興聖禪寺の勅額を賜ったとされ、それを紹瑾の記別に符合したものと特筆している。後醍醐天皇の帰崇を得た覚明は、その後、由良の興国寺や京都洛北の天長山妙光寺に住し、また後村上天皇(一二三六―一三三六)の招きで和泉(大阪府)高石の高石山(金松山とも)大雄寺の開山にもなっている。

ところで覚明といえは、南朝政權に働きかけて参学の先師紹瑾に對して、仏慈禪師の勅諡号の下賜を幹旅・仲介したことで知られている。実際に能登の総持寺と出雲の雲樹寺には覚明が峨山紹碩との間で正平九年に交わした往復書簡が伝えられていた。この年三月二日付の覚明の書状によれば、覚明は久しく紹瑾から受けた子育ての恩を懷きつづけていたことが知られ、その法恩に酬いるべく南朝との間の仲介をなしたのであろう。だが、八月十三日付の紹碩の返書によれば、このとき紹碩としては、永平寺の道元以来、曹洞宗門に禪師号下賜の先例がなく、先師紹瑾の意もすでに量れないことから、この通達を拜辞返上せんとしている。紹碩としては総持寺教団を代表するかたちで意見を述べざるを得なかったわけであろう。ただ、その後もこの仏慈禪師号は紹瑾の勅諡号と久しく宗門で通用されていることから、何らかの事情で紹碩も後

にこの申し出を受諾せざるを得なかったのかも知れない。

いま一つ、先の両者の往復書簡から窺える注目すべき事実として、すでに法燈派本山の由良興国寺の再住まで勤めた覚明が、なおこの時期においても曹洞宗に転派したい旨を紹碩に告げていることが挙げられる。しかしながら、紹碩はこのとき紹瑾の墓塔に詣でて拝塔嗣法し得る可能性を認めつつも、この申し出をやはり婉曲に断っている。覚明の願いは総持寺教団に受け入れられず、紹瑾の禪に私淑しながらも曹洞禅者として認められることは生涯なかったわけである。

ところが、覚明の実際の接化は曹洞宗旨をかなり意識したものであったらしい。また法嗣の拔隊得勝（三三七―三八七）の「拔隊和尚行実」によれば、覚明は紹瑾から付与された「仏祖正伝菩薩戒血脈」を好んで門下の道俗に授与していたことが知られる。

この点、雲樹寺には覚明が紹瑾の席下で書写した『出家授戒略作法文』が伝えられている。これによれば、覚明は永光寺に登り、元亨三年七月解夏後日に方丈に到って『法華經』（三三四）『梵網經』を伝授され、さらに元亨四年六月二十八日に紹瑾から庵主の覚明にこの『出家授戒略作法文』が授けられている。これは紹瑾が覚明に対して、宗門伝来の出家授戒の作法を実地に伝授せしめたものとして重要である。

また龍谷大学図書館や松ヶ岡文庫に所蔵される『円頓三聚一心戒和解』は榮西の著述に対する注解であるが、やはり洞

濟一致の禅戒思想を探る上で貴重な資料となっている。榮西の『円頓三聚一心戒』に対する『円頓三聚一心戒和解』を覚明が藏主寂光のために重編したものとされるが、このとき覚明が五十歳であったと記するのは問題を残している。この文献は宝暦十一年に面山瑞方（一七六）によって刊行されているが、その序文によれば、覚明が永光寺の紹瑾より伝授したものが東山建仁寺に所蔵されていたことを伝えている。

もっとも覚明には四会の語録とともに、詩文集である『徹心録』が存したとされている。語録はおそらく『孤峰和尚語録』または『国済三光国師語録』といった表題であったものと見られるが、その存在は知られていない。また『徹心録』はかつて龍谷大学図書館に所蔵されていたらしいが、現在は残念ながら所在不明となっている。もし、こうした語録や『徹心録』などが発見されることであれば、覚明に関するさらに詳しい消息や禅風を知ることができるであろう。

いま一つ注目すべきは、覚明が参学した紹瑾に後醍醐天皇の勅問に奏対したとされる『十種勅問』なる著述が伝えられていることであろう。『十種勅問』については、今日、総持寺所伝の『十種疑問』と永光寺所伝の『十種疑滞』という二系統が伝えられており、近年、田島柏堂氏によって『磐山帝尊問答』なる異本も紹介されている。

ところで、後醍醐天皇の下問が存したのは、永光寺本では

(三三〇) 元応二年のこととされ、総持寺本では元亨二年のことであつたとされており、しかもともにその仲介の労を執つて使者として赴いたのが覚明であつたと記されている。しかしながら、覚明は当時いまだ帰国前後の状況であり、ようやく紹瑾に参ぜんとする時期に当たっているから、紹瑾の門下に連なる以前であらう。また伝記史料からして、覚明が実際に後醍醐天皇と関わりを持つのも紹瑾の席下を去つて七・八年後のことである。

このように後醍醐天皇が紹瑾の存命中にその禅風に心酔して奥義を究めんとしたとするのは状況的にきわめて認めがたいものであつて、このため近年では『十種勅問』自体が紹瑾の名を借りて後代に偽撰されたものであらうと推定されている。ただ、ここで一つ考えられることは、実際に後醍醐天皇に召されて伯耆(鳥取県)船上山の行在所に到つて、仏法の大意を質す勅問に應對したのが覚明自身であつた点であらう。

当時、覚明は永光寺の紹瑾の席下を辞して出雲に下つて十年も経ない時期に相当しており、紹瑾の禅風に私淑する面がきわめて顕著であつたわけである。そうした状況から推測するなら、あるいは『十種勅問』とはもともと覚明が後醍醐天皇の勅問に對して、先師と慕う紹瑾に学んだ禅旨をもとに説き示そうとしたものであつた可能性が強い。それが後に永光寺や総持寺に伝えられて改変が加えられ、紹瑾の著述のごとく

に扱われて内容も整理されていったものではなからうか。いわば、覚明がその徳を紹瑾に譲つたかたちではなからうか。

この点、田島柏堂氏が紹介された『瑩山帝尊問答』が、覚明の法嗣である拔隊得勝の『塩山開山法語』や、得勝の法孫に当たる絶学祖能の『絶学伊路波歌』(内題は『伊路波歌月江菴絶学和尚御歌』という法燈派のしかも覚明の系統に連なる人々の資料とともに書写されていることも重要な示唆を与えるものであらう。田島氏はこの資料の出現によって、『十種勅問』が紹瑾のものであることを立証せんとしているが、私としては逆に『十種勅問』が覚明との関わりで作成されたものであることをこの資料は示しているのではないかと推測するものである。「行実」では、すでに述べたごとく覚明が後醍醐天皇と問答して衣鉢と戒法を授け、後醍醐天皇より国済国師の勅号を受けており、そのことを瑾和尚の記別に符合したものとしている。これはいわば覚明が紹瑾の禅を意識したかたちで後醍醐天皇に禅要を示したことをも意味するのではなからうか。覚明の人生はまさに曹洞宗旨にこだわりつづけた生涯であつたといえるかも知れない。

(註略)

〈キーワード〉 孤峰覚明、瑩山紹瑾、法燈派と曹洞宗、『洞谷記』
仏慈禅师号

(駒沢大学助教授)